

「高知県外国人生活相談センター」愛称募集要項

1 趣旨

高知県内で生活する外国人、就労する外国人が年々増加しているなか、県では、外国人が、生活に関する様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に到達できるよう、他機関とも連携しながら外国人等に対して情報提供や相談を行う相談窓口として、「高知県外国人生活相談センター」（以下「センター」）を令和元年5月末に新たに開所し、運営しています。

センターには、外国人のみならず、外国人を受け入れている事業者等からも多様な相談が寄せられているところですが、令和3年5月末で開所2周年を迎えるにあたり、センターの知名度を上げ県民の皆さまに親しみをもち利用して頂くため、下記のとおり愛称を募集します。

2 募集期間

令和3年3月1日（月）～ 令和3年4月30日（金）（必着）

3 応募資格

どなたでも応募できます。

4 募集内容

高知県外国人生活相談センターの愛称

（1）1人3点まで応募可能です。

（2）応募者自身が創作したもので未発表のものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りです。

（3）愛称は、ひらがな、カタカナ、ローマ字、漢字のいずれかで記入してください。

（日本語以外の言語に由来する愛称であっても、日本語で記載してください。）

例：你好 → ニーハオ

また、ローマ字、漢字の場合は読み方を記入してください。

※高知県外国人生活相談センターの概要については、センターのホームページを参照してください。（URL：<http://kccfr.jp>）

5 賞

最優秀賞（1点） 賞金3万円（ただし、高校生以下は図書カード）

優秀賞（2点） 賞金1万円（ただし、高校生以下は図書カード）

6 応募方法

（1）提出方法は、はがき、応募用紙の郵送または直接持参、FAX、メール、ホームページの応募フォームとします。下記10に記載の応募先へお送りください。

（2）応募にあたっては、愛称（読み方）、愛称の説明（理由、意味など）、氏名（ふりがな）、郵便番号、住所、職業（児童・生徒・学生の方は学校名と学年）、電話番号を

明記してください。

7 決定

高知県外国人生活相談センター愛称選考委員会（仮称）において審査し、受賞作品を決定します。

なお、受賞作品が重複した場合は抽選によって受賞者を決定します。

最優秀賞に決定したものを、高知県外国人生活相談センターの愛称として使用します。

8 結果発表

受賞者には直接通知するほか、高知県及び高知県外国人生活相談センターのホームページなどで結果を発表します。

9 作品の取り扱い等

(1) 最優秀作品を採用作品としますが、必要に応じて一部補正を行う場合があります。

(2) 採用作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、高知県に帰属します。また、応募者は採用作品に対し著作人格権に基づく権利行使は行わないこととします。

(3) 応募者は、採用作品を高知県が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、応募者は採用作品を商標出願しないこととします。

(4) 応募作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。

(5) 受賞作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も、受賞を取り消すことがあります。（採用作品の場合は採用を取り消すことがあります）

(6) 応募作品は返却しません。

(7) 応募に係る費用は応募者の負担とします。

(8) 応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で使用しません。但し、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）を報道や高知県のホームページ等で公表させていただきます。

10 応募及びお問い合わせ先

高知県外国人生活相談センター

〒780-0870 高知県高知市本町 4-1-37 丸の内ビル 1 階

TEL : 088-821-6440 FAX : 088-821-6441 MAIL : consultation@kccfr.jp

※高知県外国人生活相談センターは、高知県から（公財）高知県国際交流協会に委託し運営しています。